

S G E C 森林認証審査報告書

目新林業山林

平成18年12月

(社) 全国林業改良普及協会

I. 日新林業山林の概要

- 1. 所有者名 日新林業（株）・加計正弘
- 2. 管理者名 日新林業（株） 代表取締役 加計正弘
- 3. 認証の区域 広島県山県郡安芸太田町向イ山外
- 4. 森林の面積 758.87ha
人工林率 32%
樹種別 スギ68% ヒノキ26%
- 5. 団地数 3団地

6. 森林資源の構成 (ha)

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21以上	合計	
人工林	スギ				0.40		2.54	91.73	57.46	6.41	1.73					1.63	4.23		0.80		1.08	168.01	
	ヒノキ				0.20		6.13	44.21	10.72	2.49	1.00						0.17				0.12	65.04	
	マツ							1.50	0.70		3.08	2.65		3.76		1.58	0.18					13.45	
	広葉樹																						
	計					0.60		8.67	137.44	68.88	8.90	5.81	2.65		3.76		3.21	4.58		0.80		1.20	246.50
天然林	針葉樹																						
	広葉樹							103.73	9.31	34.98	56.51	2.61	17.74	12.38	85.56		21.58					166.97	511.37
	計							103.73	9.31	34.98	56.51	2.61	17.74	12.38	85.56		21.58					166.97	511.37
小計(①)					0.60		8.67	241.17	78.19	43.88	62.32	5.26	17.74	16.14	85.56	3.21	26.16		0.80		168.17	757.87	
竹林																							
伐後・原野	1.00																						1.00
更新困難地等																							
小計(②)	1.00																						
合計(①+②)	1.00				0.60		8.67	241.17	78.19	43.88	62.32	5.26	17.74	16.14	85.56	3.21	26.16		0.80		168.17	758.87	

7. 沿革・現況

日新山林は広島県の西北部に位置する山県郡安芸太田町（旧戸河内町）にあり水無川を中心に、三角点柴木（1065.7m）の北向斜面と向真入山の南向斜面よりなっている。この一帯は西中国山地国定公園に指定されており国の特別名勝三段峡（※1）をはじめ豊かな自然に恵まれ、風光明媚な観光地としてハイキングやキャンプ等多くの観光客を集めている。

気候の特徴は一年を通じて気温が低く降水量に富むことで、特に冬期の多雪が大きな特徴となり日本海側の気候に属する。水分気象より推定すると年平均12℃降水量2400mm程度である。基岩は石英斑岩より成り、所々花崗岩的なものも見られる。その他、これら基岩とは母材的に異なる黒色火山灰土の堆積が山麓の平坦地に所々見られる。土壌は大部分が植壊土で深度は50cm「中」

結合度「軟」である。

日新林業は、加計家がタタラ製鉄の燃料として所有していた山林の一部を戦後の木材需給状態の急激な変化に対応して新たな体制を確立すべく、生産性の低い広葉樹林を生産性の高い針葉樹の人工林に転換することを目的として、昭和34年春に事業を着手した。

当蔵座山はブナ・イヌブナを主体とした、ミズメ・ヤマザクラ・クリ・ホオノキ・ミズナラ等の広葉樹がクマザサの中に散花する林相であった。これを伐採し跡地にスギ・ヒノキを主体とした人工植栽をすすめて今日に至っている。

現在までに実施した造林の面積は、約240haでありその内約7割がスギである。当山林の気候は、日本海型に属し冬季多雪なため植林は3000本植えにし、苗木は、出来るだけこの地の環境に慣らしたものを植栽するよう当時自社苗畑を設けた（現在は廃止）。そして当山林の天然スギ（蔵座スギ）から採取した挿し穂を使用した。その他、各地から色々なスギを集めて、社有の山林に適した品種の選抜にも努力をするなどさまざまな試験を行なっている。

例えば将来労務の確保が困難となった場合に備えた省力の一方法としての並木植え試験。気象害への対策としてすぐれた成長を示している1つの巣に4本植える方法の巣植え試験。同時に当蔵座山に適した品種を見出すことを目的とした各地の51系統のスギ品種植栽試験。さらに、当時推奨されていた植え付け方がどれ程の効果上げるものか検証するための深植え試験などを行なっている。

新しい技術に対しても積極的に挑戦し、高い生産性と同時に高い公益性を発揮出来るようにと法人化し開始した林業ではあったが、木材価格の低迷等で近年は整備が遅れていた。しかしながら、拡大造林で植栽した材がようやく柱材として使える太さまで成長したことから、昨年度より林道の整備を本格的に開始し、低コスト林業による間伐収入に期待している。また環境問題等で山林の重要性が注目されるなか、自然に従い自然から学び自然と協調する林業を目指している。

※1) 三段峡

三段峡は、山県郡安芸太田町（旧戸内町）、及び北広島町（旧芸北町）をほぼ南北に横切る太田川支流の柴木川が西中国山地を深く刻み込んでできた全長約12kmの長大な峡谷である。三段峡は、標高約800mの八幡高原(樽床ダム)から始まり、標高差約480mを一気に柴木まで駆け下っており、その間に400mもある大岩壁、数10mの深さの黒淵、30mを優美に落ちる三段滝などがあり、峡谷の美しさを満喫させてくれる。中でも、五大壮観と言われる三ツ滝、竜門、三段滝、二段滝、猿飛には圧倒される。

三段峡は昭和28年に国の特別名勝に指定されている。

8. 兼業 不動産賃貸業

9. 施業履歴

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
植林						
下刈						
除伐						
ツル切						
枝打						
保育間伐						
収入間伐		1.91				1.91
間伐材積		222.66				222.66
主伐						
主伐材積	144.44	115.541	135.58	64.719	36.623	496.903

(h a ・ m³)

10. 林道・作業道

林道 6,000 m

作業道 4,000 m

路網密度 13.1 m/h a

11. 林業機械の使用状況

油圧ショベル 1台 グラップル 2台 プロセッサ 1台 クローラダンプ 1台
トラック 1台

12. 協業化 無し

13. 雇用労働力・外部委託

自社労働力 2名

外部委託 2名

14. 日新林業の経営方針

1) 林業経営

当山林の一部は西中国山地国定公園に指定されており、一部は国の特別名勝三段峡にも含まれ禁伐区となっている所も含まれている。豊かな自然を守る為、環境に十分配慮しながらの長伐期による安定した林業経営を目標としている。具体的には収入間伐を行ないながら150年生以上の長伐期施業を目指す。今後は作業道を開設し、高性能の機械化による低コスト林業を行ない、材を無駄なく利用することを目指すとともに林業技術を次世代の若者に継承していく為に努力を行なう。現在林道、作業道合せて総延長約10000mであるが、路網密度は13.1m/haと低い為最優先で路網整備を進めている。

2) 地域社会

過去にマツ材のヘリコプターによる集材をおこなった。これは搬出が困難な場所での可能性を探る為、県や地元大学等がデータを収集し、他の集材方法と比較検討をした。今後は遅れていた森林の整備を行ない、林業体験や自然学習の場として提供する。現在地元太田川流域の漁業関係者との植林を予定している。また、林業が雇用促進となり地域活性化の為に貢献出来るよう努力する。

3) 公益的機能の維持・増進

当山林は天然林、広葉樹の割合が約7割と高く、21歳級以上の高齢級な林分も多い。一部は国の特別名勝三段峡の渓谷に面しており禁伐区に指定されているところもあることから豊かな自然環境も多く残されている。

林業従事者として自然と協調するために適切な森林管理を行ない、環境保全に十分配慮した林業経営を行なう。

15. 日新林業の環境方針

森林は資源を生み出すだけでなく、地球温暖化の防止をはじめ水土保持の点からも非常に素晴らしいものをもっている。当山林が森林の持つ力を十分発揮出来るよう適切な管理を行ない森林の公益的機能を高めるよう努力する。また生物多様性の保全にも十分配慮し、豊かな森づくりを目指す。

環境保全に関する法令を遵守し、水土保持、生物多様性の保全に配慮する。

作業に使用する燃料・オイル類が林内や河川に流出しないよう十分注意する。

また、可能な限り化石燃料の使用を削減する。

16. 施業基準

(1) 人工林

1. 収穫

収入間伐を行ない長伐期の林分へと移行していく。最終的には150年生以上からなる持続可能な林業経営を目指す。

2. 造林

基本的には間伐・択伐による林業のため、天然更新を活用しながら針広混交による複層林を目指す。しかしながら、病害虫・気象災害等により、皆伐・再造林が必要な箇所においては、その場所にあった樹種を選定して植林する。

3. 保育

下木の生育状態によって下刈を行う。

(2) 天然林

基本的には天然更新に委ね、必要に応じて択伐を行なう。また、天然林のもつ機能を十分に発揮出来るよう適切な管理を行なう。

17. 伐採搬出

当山林の路網密度はまだ13.1m/haと低く、現在作業道の開設を進めている。開設時に出る材をプロセッサで造材し、グラップルによる積込、クローラダンプによる搬出を行なっている。

18. 森林被害の記録

多少の雪害はあるがまとまった範囲での被害は見当たらない。

19. 病虫獣害対策

特に無い。発生した場合は伐採搬出するなど、すみやかに対処する。
薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」を遵守する。

20. 気象災害対策

気象災害が起きた場合は、可能な限り被害木を処理し、現状復旧に努める。

21. 森林火災への対応

消防署、地元消防団に直ちに連絡し、消火及び火災の拡大防止に努める。
また、自ら火気の取扱いには十分注意する。
「林野火災予消防マニュアル」を遵守し、防火に努める。

22. 地域との連携

地域活性化のため、環境面でもしっかりとした管理を行ない森林を林業の場としてのみ活用するのではなく体験学習、自然学習、また憩いの場として提供するなど地元に着した総合的な林業経営を行っていく。そして豊かな森作りを通じて地元地域のみならず日本の林業のモデルとなることを目指す。

23. 森林環境教育

適切な林業経営を行ない環境保全に努めるとともに、教育の場としての森林整備を進めていく。また豊かな自然環境を通じて林業のすばらしさを伝えていきたい。特に積雪にみまわれる冬季はなかなか林業を行なう事が出来ないが、冬場の木々等、風景も春～秋とは違った表情をもっており森林・自然学習に大いに活用していきたい。

Ⅱ. 審査経過

1. 日新林業山林の審査経過

日新林業山林の審査は、
(社)全国林業改良普及協会の児島裕、野田昭一、大竹秀一、水野邦彦の4名が担当した。

【審査申込】

平成18年4月6日／審査申込

(内 容)

1. 全林協での『緑の循環認証会議』SGEC 森林認証の考え方
2. 基準・指標・ガイドラインの説明
3. 審査手順について説明
4. 審査申込書の受付
5. 確認資料の説明

【企画審査】

平成 18 年 5 月 23 日～6 月 3 0 日／書類確認・指示

(内 容)

資料の提出を受け、内容を確認の上、修正事項などを指示した。

7 月 4～7 日／「企画審査」での現地確認

(場 所)

日新林業山林ほか

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会

大竹秀一

(出席者)

日新林業株式会社

取締役社長

加計正弘

専務取締役

加計康晴

(聞き取り対象者)

広島県森林環境づくり支援センター所長

宿利 英司

広島県森林環境づくり支援センター主任普及専門員

鶴内 秀樹

広島県森林環境づくり支援センター主任

河本 政和

広島県森林環境づくり支援センター主任

加美川祉明

広島県森林環境づくり支援センター主任

斎藤 一郎

広島県広島地域事務所農林局林務第二課林業振興係長

渡辺 幸盛

広島県広島地域事務所農林局林務第二課主任技師

中島奈都記

佐伯森林組合業務課

植田 一伸

広島西部木材同業組合組合長

小城 林勲

松浦林業有限会社代表取締役

松浦 正人

(内 容)

1. 「企画審査」での現地確認を行った。
2. 日新林業山林の沿革・現況・経営方針などについて聞き取りを行った。併せて関連資料の確認を行った。
3. 地域森林計画及び市町村森林整備計画の概要を確認した。
4. 管内の森林の概況、国定公園、県指定の環境保全地域、自然環境・文化財等についての聞き取りを行った。
5. S G E C 森林認証取得に向けた取組についての評価について聞き取りを行った。
6. 対象山林生産材の地域での評価について聞き取りを行った。
7. 蔵座高原での森林環境教育・レクリエーション活動について

平成 18 年 7 月 1 2 日～9 月 4 日／書類確認・指示

平成 18 年 9 月 8 日／審査要件の設定

(内 容)

「企画審査」での現地確認の結果等により、SGEC の 7 つの基準・36 の指標・67 のガイドラインに基づき設定した「審査要件」から、別紙「審査判定表」の 63 項目を「審査要件」として決定し、申請者に「審査要件」を伝えた。

【確認審査】

9月15日～11月2日／書類確認・指示

11月8～11日／「確認審査」での現地確認

(場 所)

日新林業山林ほか

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会専門審査員	水野邦彦

(出席者)

日新林業株式会社	取締役社長	加計正弘
	専務取締役	加計康晴

(聞き取り対象者)

広島県森林環境づくり支援センター主任普及専門員	竹常明仁
広島県森林環境づくり支援センター主任	池上大輔
広島県広島地域事務所農林局林務第二課長	川村 晃
佐伯森林組合業務課長	千崎 伸
吉和自然文化教育センター所長	竹田隆一

(内 容)

1. 「確認審査」での現地確認を行った。
2. 対象森林に関する確認資料の内容について、質疑応答を行った。併せて関連資料の確認を行った。
3. 広島県西部地域の自然環境及び生物多様性の保全状況について聞き取りを行った。
4. 地域での森林環境教育の実施状況及び、取組への対象者の貢献について聞き取りを行った。
5. 地域での労働安全対策と実施状況について聞き取りを行った。
6. SGEC 森林認証を今後地域づくりへどのように活かして行くかについて聞き取りを行った。

平成 18 年 1 1 月 1 3 日～2 2 日／書類確認・指示
1 2 月 1 日／書類確認・受理

平成 18 年 1 2 月 2 0 日／「確認審査」での審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役	西村克美
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	高澤 修
(社)全国林業改良普及協会	児島 裕
(社)全国林業改良普及協会	野田昭一

(内 容)

1. 「確認審査」に基づき、審査結果を審査委員会に諮り、審査決定を行った。
2. 審査の結果、日新林業山林は、認証に価すると判定された。
3. なお、審査委員会により、下記 4 項目について、「向上目標」が付記された。

(向上目標)

1. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること。
(2-2-1)
2. 現在行っている路網の整備をさらに進め、計画された間伐の達成に努めること。
(4-5-1)
3. 認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全に関する知識の習得に努めること。(5-3-1)
4. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、森林生態系の状態を常に把握するように努めること。その結果は、整理・分析し、今後の森林経営に反映させること。(7-1-1)

確認資料一覧

- ・ 森林簿
- ・ 森林施業計画書（平成 14～19 年）
- ・ 森林施業計画認定書（写し）
- ・ 森林施業の実施に関する長期の方針
- ・ 森林の現況ならびに伐採計画及び造林計画
- ・ 所有山林位置図（ゾーニング図）
- ・ 林相現況図（1/5000）
- ・ 太田川地域森林計画書
- ・ 戸河内町(旧)森林整備計画
- ・ 日新林業の経営方針
- ・ 日新林業の環境方針
- ・ 日新林業の生物多様性の保全を考慮した施業指針
- ・ モニタリング調査実施要領
- ・ 巡視報告書
- ・ 施業実施仕様書
- ・ 作業現場における油類の管理マニュアル
- ・ 林業薬剤管理マニュアル
- ・ 安全作業マニュアル
- ・ 安全衛生及び健康管理マニュアル
- ・ 林野火災予消防マニュアル
- ・ 緊急連絡先一覧表
- ・ 「レッドデータブックひろしま 2003」（広島県）
- ・ 「広島県の野鳥」（1980 広島県林務部）
- ・ 国指定文化財等データベース(文化庁)
- ・ 「とごうち巨樹探訪」（戸河内町教育委員会）
- ・ 「ハチロウスギ天然林の森林植生」（広島県林業試験場研究報告 1986）

Ⅲ. 判定事由書

日新林業山林の審査における判定事由

「企画審査」での審査委員会により、S G E Cの定める7つの基準・36の指標・67のガイドラインのうち、「審査判定表」のとおり、63項目を「審査要件」として決定した。

「審査要件」に基づき「確認審査」を行い、審査判定について審査委員会に諮ったところ、日新林業山林は、認証に価すると判定された。

なお、審査委員会により、下記4項目について、「向上目標」が付記された。

(向上目標)

1. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び記録に努めること。
(2-2-1)
2. 現在行っている路網の整備をさらに進め、計画された間伐の達成に努めること。
(4-5-1)
3. 認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全に関する知識の習得に努めること。(5-3-1)
4. 「モニタリング調査実施要領」に基づき、モニタリングを継続的に実施することにより、森林生態系の状態を常に把握するように努めること。その結果は、整理・分析し、今後の森林経営に反映させること。(7-1-1)

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確であること。

1-1-1 / 妥当である

認証対象森林は、広島県山県郡安芸太田町向イ山(旧戸河内)に位置する日新林業(株)が所有・管理する森林 758.87ha である。

「森林簿」「林相現況図」などが常備されており、現地で確認できる。

1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別(人工林、天然林別)、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていること。

1-2-1 / 妥当である

「森林簿」が常備されており、5年おきの森林施業計画樹立の際の森林調査により、更新されている。

1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。

1-3-1 / 妥当である

森林計画図を樹種別(スギ・ヒノキ・マツ・広葉樹)に色分けし、路網・水系などを記載した「林相現況図」(1/5000)を常備している。なお、境界には境界杭が設置されており、認証対象森林の位置は、現地及び図面上で明確であることを確認した

1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されている

こと。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されていること。

1-4-1 / 妥当である

太田川森林計画区に位置しており、「(旧)戸河内町森林整備計画」において、域内森林は「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」の3機能に区分され、それぞれに応じた森林整備の推進方向が明示されている。また、一部は西中国山地国定公園の特別保護地区及び二種・三種地区にも指定されている。

1-4-2 / 妥当である

対象森林は、「(旧)戸河内町森林整備計画」に基づいて森林施業計画(平成14年から19年)の認定を受けており、森林は、水源涵養保安林と一部保健・風致保安林に指定されている。

「森林施業の実施に関する長期の方針」及び「日新林業の経営方針」により、環境に配慮しながら長伐期(150年以上)施業による安定した経営を目指す方針であることを確認した。

1-4-3 / 妥当である

「日新林業の経営方針」「日新林業の環境方針」を定め、「地球温暖化の防止」「水土保持」「生物多様性の保全」などに十分配慮し、持続可能な森林経営をめざすことを明示し、それに基づいた日新林業

の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を策定している。

1-5. 人工林のみでなく、天然林についても、地域の特性を考慮し適切な管理計画が樹立されていること。

1-5-1 / 妥当である

対象森林の人工林率は 32%と低く、良好な天然林が広く残されている。一部は西中国山地国定公園に指定され、国の特別名勝「三段峡」にも含まれており、特別保護地区となっている区域もある。日新林業では、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」により「天然林では、基本的には天然更新に委ね、必要に応じて択伐を行なう。また、天然林のもつ機能を十分に発揮出来るよう適切な管理を行なう。」としている。

森林施業計画書の天然林に関する内容は「地域森林計画書」に照らして適切である。

基準 2 生物多様性の保全

2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められて いるとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められていること。

2-1-1 / 妥当である

認証対象森林は、ランドスケープレベルで太田川流域森林計画区に位置しており、「(旧)戸河内町森林整備計画」において、「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」機能に区分され、森林整備の推進方向が定められ、管理方針も準拠している。

「経営方針」において、150 年以上の長伐期を目指すことを施業目標とし、持続可能な森林経営のための「環境方針」を定めている。

2-1-2 / 妥当である

地域一帯は、古くからタタラ製鉄が盛んに行われてきた地域で、厳密な意味での原生林は確認されていない。

対象森林内の一部は、西中国山地国定公園に指定され、国の特別名勝「三段峡」にも含まれており、特別保護地区となっている区域もある。これらの保全に関する法令は、厳正に遵守しているとともに、周辺の森林についても「生物多様性の保全を考慮した施業指針」による管理がなされ、人工林についても長伐期施業が目指されている。

2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められていること。

2-2-1 / 妥当である（向上目標）

森林計画図を樹種別（スギ・ヒノキ・マツ・広葉樹）に色分けし、路網・水系などを記載した「林相現況図」（1/5000）を常備している。

三段峡山周辺については、過去に様々な調査が実施されており、「三段峡植物目録（堀川 1955）」等として記録されている。今後、さらにモニタリングを継続的に実施することにより、「林内に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める」こととしている。

2-2-2 / 妥当である

認証対象森林の尾根筋や沢筋には、広葉樹林が良好に残されている。

特に「三段峡」周辺は、西中国山地国定公園の特別保護地区に指定され、貴重な水辺林環境が保存されている。

なお、人工林においても「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「沢筋には水辺林を設定し、間伐を行うなどして、多様な樹木の生育を促す」こととしている。

2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

2-3-1 / 妥当である

「広島県版レッドデータブック（動物編・植物編）」を常備し、生息情報等の収集に注意している。

「モニタリング調査実施要領」を定め、巡視時及び作業完了時に、モニタリング調査を継続的に実施し、「林内に生息・生育する動植物の把握及び記録に努める」こととしている。

もし、貴重な動植物が生息・生育することが確認された場合は、行政機関に連絡し、専門家の意見も聞いた上で保護マニュアルを定め、保護対策を行う考えである。

2-3-2 / 妥当である

「生物多様性の保全を考慮した施業指針」により、営巣木等が発見された場合、周囲の伐採を控える等の保護が図られ、人工林内にも採餌木となる広葉樹等が適度に残されている。

2-3-3 / 妥当である

現地確認により、作業道の土留め、横断排水溝に間伐小径木が利用されていることを確認した。

なお、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用するとともに、小動物の生育・繁殖を妨げないように努める」こととしている。

2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

2-4-1 / 妥当である

現地確認により、下層植生及び林縁植生が維持されていることを確認した。

なお、一部路網整備の遅れから、管理が十分でない林分については、現在路網を整備中であり、早急に間伐を実施し、下層植生を育成し、公益的機能の維持・増進を図ることとしている。その際に「生物多様性の保全を考慮した施業指針」により、下層植生・林縁植生の保全に十分留意することとしている。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けていること。

3-1-1 / 妥当である

認証対象森林には、尾根筋、岩石地、急斜面、沢筋に広葉樹林が残されており、これらは先人が意識的に残した保護樹帯であることを聞き取っている。今後も「生物多様性の保全を考慮した施業指針」により継承する。

3-1-2 / 妥当である

保護樹帯については前記の通りである。

スギの人工林となっている林分についても、除・間伐が適切に行われており、林内は明るく、下層植生が維持されていることを確認した。

なお、尾根筋、沢筋などの保護樹帯については「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において、「間伐を行うなどして、多様な樹木の生育を促す」こととしている。

3-2. 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されていること。

3-2-1 / 妥当である

対象森林は、太田川森林計画区にあり、一部が「水土保持林」に区分されされ、計画・施業は、その基準に準拠している。また、広島市の水源である太田川の源流部であり、経営方針においても「水資源の保全や土砂流出防止機能」の維持に注意が払われている。

3-2-2 / 妥当である

人工林の成熟に伴い、平成14年より収入間伐に取り組み始めた。現在は、林道開設に取り組んでいるところであり、それに伴う支障木の伐採材が出てきている。集材はバックホー、グラップル、プロセッサが組み合わされ、路網の整備と同時に行われている。

路網整備及び集材については、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」に従うとともに、作業完了時等のモニタリング調査を実施し、環境負荷軽減への措置を心がけている。

3-3. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

3-3-1 / 妥当である

燃料・オイル類は、関係法令及び「作業現場における油類の管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと使用している。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

3-4. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

3-4-1 / 妥当である

現地確認により、林道・作業道は、水土保持に配慮して設計・作設されており、保守・管理も適切に行われていることを確認した。

なお、林道・作業道の新設にあたっては、「林道規程を遵守する。作業道は切土法面の低い施工に努める。可能な限り間伐材等の生物系資材を有効利用するとともに、小動物の生育・繁殖を妨げないように努める」こととしている。

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1. 伐採量は森林の機能区分別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されていること。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていること。

4-1-1 / 妥当である

人工林の成熟に伴い、平成14年より収入間伐に取り組み始めたところである。「森林整備計画書」（平成14～19年）の伐採計画の範囲内での伐採であることを確認した。

人工林は、長伐期施業を目指し、最終伐期を150年以上として皆伐は行わず、間伐を繰り返し行ない、天然更新を活用しながら針広混交による複層林を目指す方針である。

4-1-2 / 妥当である

伐採方法などは、「(旧)戸河内町森林整備計画」の施業基準に準拠している。

「森林施業計画書」（平成14～19年）の伐採計画の範囲内での伐採を行っている。

4-1-3 / 妥当である

「森林施業計画書」（平成14～19年）の伐採計画の範囲内での伐採を行っている。

4-2. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、 施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

4-2-1 / 妥当である

最近5年間の施業履歴を確認した。

この間、再造林を伴うような伐採は行われておらず、今後も、更新は、択伐による長伐期施業の過程での災害等による場合を除いては計画されていない。

「(旧) 戸河内町森林整備計画」及び「生物多様性を考慮した施業指針」に従い、必要が生じた場合には、在来品種の苗木を2年以内に植えることとしている。

4-2-2 / 妥当である

更新方法等を定めた日新林業の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」は、「(旧) 戸河内町森林整備計画」の施業基準に準拠していることを確認した。

更新予定は、「森林施業計画書」(平成14~19年)の造林計画に基づいている。

4-2-3 / 妥当である

対象森林では、昭和30~40年代に多雪地での更新方法を確立する目的で、苗木の選抜も含めた様々な試験が行われてきている。苗木の品種選抜も当時、自社に苗畑を設定し、各地から51系統が試されてきている。結果は「蔵座スギ」と呼ばれる対象森林内に自生している天然スギが最も良好な生育を見せており、今後は、それを含めた在来種を選定していく計画である。

4-2-4 / 妥当である

植え付け後は、巡視等により、その地に根付かなかった苗木が確認された場合は、すみやかに補植を行っている

4-3. 天然林についても、的確な更新作業が行われていること。

4-3-1 / 審査要件

対象森林の人工林率は32%と低く、良好な天然林が広く残されている。一部は西中国山地国定公園に指定され、国の特別名勝「三段峡」にも含まれており、禁伐区となっている区域もある。日新林業では、広葉樹林の施業は行っていない。今後のについては、「自然と協調した適切な森林管理を行い、環境保全に十分配慮した持続可能な森林経営を行う」事を経営方針とし、「生物多様性の保全を考慮した施業指針」において「天然林では、必要に応じて択伐を行なう。また、天然林のもつ機能を十分に発揮出来るよう適切な管理を行なう」としている。

4-3-2 / 適用除外

現地確認により、天然林においては、支障木等の伐採はあるものの、択伐施業は、行っていないことを確認した。

4-4. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われて

いること。

4-4-1 / 妥当である

現地確認により、除・間伐の際に、林内に現存するキハダ、ブナ、トチノキ、ケヤキ、クリ等の広葉樹を林内に残していることを確認した。

保育方法などは「(旧) 戸河内町森林整備計画」の施業基準に準拠している。

4-4-2 / 妥当である

最近5年間の施業履歴に保育の実績が記録されている。

「森林施業計画書」(平成14~19年)の保育計画に基づいて、保育を行う予定である。

4-5. 必要に応じて間伐が的確に実行されること。

4-5-1 / 妥当である (向上目標)

人工林の収入が見込める林齢に達してきたため、H14年より路網整備と収入間伐に取り組み始めている。「森林施業計画書」(平成14~19年)に基づき、今後早急に路網を整備し、間伐を推進する計画である。

4-5-2 / 妥当である

日新林業の「生物多様性の保全を考慮した施業指針」の間伐方法などは、「(旧) 戸河内町森林整備計画」の施業基準に準拠している。

なお、除・間伐の際には、枯損木、倒木等は、生物多様性の保全を考慮して、可能な範囲で残している。

4-5-3 / 妥当である

最近5年分の施業履歴に、保育間伐、収入間伐、主伐の実績が記録されている事を確認した。

地元スギの品種的特性からスギ林については、やや間伐を遅らせ、密度を濃く管理しているが、葉量や下層植生の維持上の問題は見られない。

4-6. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られていること。

4-6-1 / 妥当である

特に病虫害は見られない。

なお、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

4-6-2 / 妥当である

最近5年間の森林被害の記録を確認した。
病虫獣害は特になし。

4-7. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られていること。

4-7-1 / 妥当である

「林野火災予消防マニュアル」を定め、林野火災の予防及び消火体制を整えている。

4-7-2 / 妥当である

地元行政及び消防団などと緊急連絡体制を組み、連携して消防訓練活動などを行っている。

4-7-3 / 適用除外

特になし

4-8. / 農薬など化学物質の使用については、法令などを遵守し、かつ必要最小限の 用途にとどめていること。

4-8-1 / 妥当である

林業薬剤は使用していないが、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

5-1-1 / 妥当である

森林管理及び環境保全上必要な法令及び条例を遵守する事を確認した。

5-1-2 / 妥当である

「林野小六法」「環境六法」などの法令集が常備されており、いつでも参照できる環境が整えられている。

5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されていること。

5-2-1 / 適用除外

地元関係者により、認証対象森林には現在、入会権などの慣習的利用権がないことを確認した。このため、審査委員会により、審査要件から除外した。

5-2-2 / 適用除外

上記

5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っていること。

5-3-1 / 妥当である（向上目標）

対象森林の林業従事者は、自社労力2名と季節雇用が2名で、造林部門など一部地元森林組合に委託することもある。

日新林業の「経営方針」及び「生物多様性の保全を考慮した施業指針」を雇用者、委託者に教育・指導するとともに、委託者に対しては、「施業実施仕様書」を定めている。

自ら生物多様性の保全に関する知識の習得に努め、各種研修会には、積極的に参加することとしている。

5-3-2 / 妥当である

平素の作業は、自社労力だが、外部委託する場合は、「安全作業マニュアル」「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。

なお、「安全衛生大会」及び林業・木材産業労働災害防止協会の「安全講習会」などに参加している。

5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られている こと。

5-4-1 / 妥当である

従業者は健康保険・労働保険に加入している。

5-4-2 / 妥当である

「安全作業マニュアル」「安全衛生及び健康管理マニュアル」を定め、労働災害の防止に努めている。なお、「安全衛生大会」及び林業・木材産業労働災害防止協会の「安全講習会」などに参加している。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6-1. 市民に自然に触れ合う機会／場所の提供に努めていること。

森林を地元にできるだけ公開し、便益の提供をすること。

6-1-1 / 妥当である

対象地域は西中国山地国定公園に指定されており、国の特別名勝三段峡をはじめ豊かな自然に恵まれ、風光明媚な観光地としてハイキングやキャンプ等多くの観光客を集めている。対象林内には、観光客のための駐車場も設置している。

また、太田川流域の漁業関係者からの依頼によるボランティア植林の場所の提供なども行っている。

6-2. 入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されていること。

6-2-1 / 妥当である

今後の計画として、「地域活性化のため、環境面でもしっかりとした管理を行ない森林を林業の場としてのみ活用するのではなく体験学習、自然学習、また憩いの場として提供するなど地元に着した総合的な林業経営を行っていく」としている。

山林内には、観光客のための案内板のほか、ゴミの持ち帰り、山火事注意の啓発看板などが設置されている。

6-2-2 / 妥当である

利用者に対して、山火事防止、ゴミの持ち帰り、動植物の採取など、森林でのマナーを守るように、協力を求めている。

なお、山林内には、観光客のための案内板のほか、ゴミの持ち帰り、山火事注意の啓発看板などを設置している。

6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていること。

6-3-1 / 妥当である

対象森林内の一部は、西中国山地国定公園に含まれ、その基準に従うとともに、「人工林は長伐期林へ、天然林は、景観・水源・国土・遺伝子保護林として守り続ける」方針の下での対応がなされている。

6-3-2 / 妥当である

対象森林内の一部は、西中国山地国定公園に指定され、国の特別名勝「三段峡」にも含まれており、特別保護地区及び風致保安林となっている区域もある。これらの保全に関する法令等は、厳密に遵守されている。

6-3-3 / 妥当である

対象森林内には、三段峡を訪れる観光客のための、遊歩道や駐車場が設置されている。この地域は、国定公園の特別保護地区に指定され、開発基準等は、厳密に守られている。

6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されている こと。

6-4-1 / 妥当である

対象森林の人工林率は 32%と低く、良好な天然林が広く残されている。一部は西中国山地国定公園に指定され、国の特別名勝「三段峡」にも含まれており、禁伐など厳密な管理指針が示されている。日新林業では、「自然と協調した適切な森林管理を行い、環境保全に十分配慮した持続可能な森林経営を行う」事を経営方針としている。

6-4-2 / 妥当である

対象森林内には、国の特別名勝「三段峡」も含まれており、厳正に管理されているとともに、多くの観光客が訪れている。

また、指定された文化財ではないが、タタラの跡が随所にあり、町等による案内などが行われている。巨樹に関しても指定はないが、三段峡沿いに町の巨樹の本に掲載されている古木が数本ある。

6-5. 「緑の循環システム」の趣旨が遵守されるよう、認証森林より産出された認証林産物を、消費者に対し適正に提供するために、認証林産物が、明確に区分けされるよう努めること。

また、認証森林から産出される認証林産物が、緑の循環資源として、多様な用途に有効活用されていること。

6-5-1 / 妥当である

認証林産物の分別・管理体制を確立するとともに、積極的に販路開拓を行っていく体制を整えている。

6-5-2 / 妥当である

現地確認により、作業道の土留めや横断排水溝、管理歩道に間伐小径木が利用されていることを確認した。

また、観光客へのゴミの持ち帰り等を啓発する看板等にも間伐材を利用している。

今後もさらに利用に努める計画である。

6-6. 対象森林の管理・整備が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源としてプラスになるよう努めていること。

6-6-1 / 妥当である

路網密度が不十分なため、これまで、間伐材等の搬出が不十分であった。現在路網の整備を緊急課題として取り組んでおり、路網の整備によって、低コスト化と間伐木材の有効利用を図る計画である。

6-6-2 / 妥当である

「環境方針」を定め、施業の実施にあたっては、「化石燃料の使用削減に努める」こととしている。

6-7. 地元住民、利害関係者等との対話連携を図り、地域社会における役割と貢献に配慮して取り組んでいること。

6-7-1 / 妥当である

社長の加計正弘氏は、広島県の森林審議会委員であり、広島県林政及び地元林業へ大きな貢献をしてきた。

今後も、「地域活性化のため、環境面でもしっかりと管理を行ない森林を林業の場としてのみ活用するのではなく体験学習、自然学習、また憩いの場として提供するなど地元に着した総合的な林業経営を行っていく。そして豊かな森作りを通じて地元地域のみならず日本の林業のモデルとなることを目指していきたい」としている。

6-7-2 / 妥当である

森林認証の取得を通して検討した「持続可能な森林経営」の考え方を、地元に着した総合的な林業経営を行うことによって、今後地域に広めていきたいとしている。

基準7 モニタリングと情報公開

7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを適宜実施すること。 モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しを図られること。

7-1-1 / 妥当である（向上目標）

「モニタリング調査実施要領」を定めており、巡視時及び作業完了時のチェック項目を設定している。上記に基づき、モニタリングを継続的に実施することとしている。

7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていること。

7-2-1 / 妥当である

これまで第三者機関によるモニタリング調査は行われていない。

なお、調査研究・教育のため、地方自治体、研究機関から協力要請があった場合は、可能な限り協力することとしている。

7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されていること。

7-3-1 / 妥当である

最近5年間の施業履歴と森林被害の記録が、整備されている。
ない。

特に被害は

7-4. 管理計画、モニタリングについては、公正・公開を原則とすること。

7-4-1 / 妥当である

管理計画・モニタリングの結果について、公開の要請があった場合は、原則として、公開する考えである。